

<特殊詐欺防止対策>

キャッシュカードによるＡＴＭ取引制限のご案内について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在高齢者を狙った「特殊詐欺」が急増しております。このため、お客さまの大切なご預金をお守りすることを目的に、下記のとおりキャッシュカードによるＡＴＭでの「払戻限度額引下げ」および「お振込み制限の変更」をさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「払戻限度額引下げ」

対象となるお客さま	<u>「満６５歳以上の個人・個人事業主」のお客さまで、</u> <u>「過去１年間」、ＡＴＭでキャッシュカードによる払戻・</u> <u>振替・振込のお取扱いがない方。</u>
制限内容	<u>ＡＴＭにおける払戻限度額を「１０万円」（１日）</u> <u>までとさせていただきます。</u>

2. 「お振込み制限」

対象となるお客さま	<u>「満６５歳以上の個人・個人事業主」のお客さまで、</u> <u>「過去１年間」、ＡＴＭでキャッシュカードによる振込の</u> <u>お取扱いがない方。</u>
制限内容	<u>ＡＴＭでのお振込ができません。</u>

※満７０歳以上で過去２年間の条件を上記の通り変更させていただきます。

3. 取扱開始日

２０１９年６月２０日（木）

4. ＡＴＭ取引制限解除をご希望のお客様

「キャッシュカード」および「本人確認書類（運転免許証など）」をお持ちのうえ、営業時間内に窓口へお申し出ください。

以 上



栃木信用金庫